

新たな改正方式について（検討状況）

平成15年12月9日
内閣官房・内閣法制局

1 新たな改正方式の検討方向

[本文+改正対照表]方式

- 改正法令としての法的効力を有する部分と参考記載部分(実質上法令ではない部分)とを明確に区別しつつ改正の内容を分かり易く示す

< 更に検討を要する技術的問題点 >

- ① 新方式の適用範囲（改め文との使い分け）
- ② 早期に提出を要する大部な法案等における適用の可否
- ③ 印刷、校正等に要する時間の増大への対応
- ④ 紙量の増大の抑制方策
- ⑤ 参考記載部分のチェック等の省力化方策
- ⑥ 現行法令のデータベースの整備 など

2 新方式の試行の検討

- 技術的問題点の検討と並行して、できるものから、順次、新方式を試行することも検討

3 新方式の実施の前提

国会(与野党間)の合意 = 正式な法案形式として国会(与野党間)で合意いただく必要

- ① 国会審議(議決)の対象は傍線部分等のみとする
※ 傍線部分等以外は参考記載部分 = 仮に誤記があったとしても、「法案の誤り」とはされない
- ② 新方式による法案と「改め文」方式による法案が並存する場合、両者に国会審議上の取扱いの差を設けない

「改め文」方式と「改正対照表」方式の対比表（基本パターン）

平成15年12月9日

内閣官房・内閣法制局

例：民事調停法の一部改正

【現行】

第五条 裁判所は、調停機関で調停を行う。但し、相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

【改正案】

第五条 裁判所は、調停機関で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

「改め文」方式

（民事調停法の一部改正）
 第四条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。
 第五条第一項ただし書中「但し、」を「ただし、裁判所が」に改める。

「改正対照表」方式

（民事調停法の一部改正）
 第四条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。